

## 第 4 4 7 回 役 員 会 議 事 要 録

1. 日 時 平成 3 0 年 1 月 1 5 日 ( 月 ) 自 1 3 時 3 0 分 至 1 4 時 3 0 分
2. 場 所 学 長 室
3. 出席者 中井学長、中田理事・副学長、三浦理事・副学長、小沢理事・副学長、  
若井理事・事務局長  
【オブザーバー出席】真田副学長、千葉副学長、上井監事、橋本監事
4. 欠席者 なし
5. 審議事項
  - ( 1 ) 食農学類 ( 仮称 ) 新規採用候補者の選考結果について 資料 1
  - ( 2 ) 教員の特例雇用について 資料 2
  - ( 3 ) 国家公務員給与法等改正に伴う給与改定及び国家公務員退職手当法等改正  
に伴う退職手当改定に関する取扱いについて 資料 3
  - ( 4 ) 役員給与規則及び役員退職手当規則の一部改正について 資料 4
  - ( 5 ) 就業規則の一部改正について
  - ( 6 ) その他
6. 報告事項 なし

### 【審議事項】

#### ( 1 ) 食農学類 ( 仮称 ) 新規採用候補者の選考結果について

中田理事・副学長より標記について提案があり、農学系教育研究組織設置準備室運営委員会において、食農学類 ( 仮称 ) 各専門領域の審査委員会の審査結果に基づき、設置審査に関わる専任教員 3 8 名のうち 3 2 名を新規採用候補者に決定したため、役員会として改めて承認いただきたいとの発言の後、資料の取り扱いについて説明があった。

引き続き、青柳農学系教育研究組織設置準備室副室長より、各専門領域における審査結果の概要等について説明があった。

審議の結果原案のとおり承認され、今後の手続きとして、教育研究評議会に報告することが確認された。

#### ( 2 ) 教員の特例雇用について

中田理事・副学長より標記について提案があり、資料 2 に基づき、食農学類 ( 仮称 ) 新規採用候補者のうち、特に必要であると学長が認めた者について、当該学類の完成年度まで雇用年齢の特例措置を行うことについて説明があった。

審議の結果原案のとおり承認され、今後の手続きとして、教育研究評議会に報告することが確認された。

( 3 ) 国家公務員給与法等改正に伴う給与改定及び国家公務員退職手当法等改正に伴う退職手当改定に関する取扱いについて

中田理事・副学長より標記について提案があり、資料 3 に基づき、平成 2 9 年 1 2 月 8 日に成立し、1 2 月 1 5 日に公布された「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」及び「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」に準拠し、役員給与規則、役員退職手当規則及び就業規則を改正する方針について説明があった。

審議の結果原案のとおり承認され、今後の手続きとして、経営協議会の議を経ることが確認された。

( 4 ) 役員給与規則及び役員退職手当規則の一部改正について

中田理事・副学長より標記について、審議事項 3 において承認された給与関係規則等の改訂方針に基づき、役員給与規則及び役員退職手当規則の一部を改正するとの発言があり、資料 4 に基づき、改正内容について説明があった。

審議の結果原案のとおり承認され、今後の手続きとして、就業条件検討委員会に諮問、教育研究評議会に報告し、経営協議会の議を経ることが確認された。

( 5 ) 就業規則の一部改正について

中田理事・副学長より標記について、審議事項 3 において承認された給与関係規則等の改訂方針に基づき、給与関係規則及び退職手当規則等の一部を改正するとの発言があり、資料 5 に基づき、改正内容について説明があった。また、労働契約法の特例に関する契約職員就業規則及びパートタイム職員就業規則改正案、教員の採用・昇任時における審議機関の変更に伴う職員任免規程改正案について説明があった。

審議の結果原案のとおり承認され、今後の手続きとして、就業条件検討委員会に諮問、各事業場過半数代表者に提示、教育研究評議会に報告し、給与関係規則については、経営協議会の議を経ることが確認された。

( 6 ) その他

なし。